

「北海道地域材利用推進方針」の改正について

平成30年3月
北海道水産林務部

I 改正の趣旨

道では、平成23年3月に「北海道地域材利用推進方針」を策定し、道や市町村が整備する公共建築物について、道産木材を活用した木造化・木質化のほか、公共土木工事や住宅、民間事業所等での道産木材の利用を図ってきたところであるが、関連する計画の改定などの情勢の変化等を踏まえ、道内の公共建築物等における道産木材の一層の利用促進を図るよう「北海道地域材利用推進方針」を改正する。

II 改正の背景

- 道では、トドマツ等の人工林が本格的な利用期を迎えたこと等を踏まえ、平成29年3月に「北海道森林づくり基本計画」を改正し、「森林資源の循環利用の推進」と「木育の推進」を柱として施策を展開するとともに、「道産CLT利用拡大に向けた推進方針」を策定し、中高層建築物や非住宅での木材利用に向け、CLTの需要の創出・拡大と供給体制の整備を推進
- さらに、国においては、平成29年6月に「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を改正し、地方公共団体は、木材の利用状況や課題の把握・分析、CLT等の活用に努めることなどを規定

III 主な改正内容

- **新たな木質部材の活用等による建築物の木造化・木質化の一層の促進**
 - ・ CLTや木質耐火部材、カラマツ製材のねじれや割れを抑えた乾燥技術を用いたコアドライなど、新たな木質部材の活用を促進する旨を規定
 - ・ 3階建ての学校校舎や延べ面積3,000m²を超える建築物等についても、一定の防火措置を行い、積極的に木造化を促進する旨を規定
- **様々な分野における地域材利用の促進**
 - ・ 別に定めている「公共土木工事における間伐材利用推進指針」を本推進方針に統合
 - ・ 住宅での地域材利用の割合を高めるとともに、住宅以外の建築物についても、新たな木質部材の活用等により、木造化や内装木質化を促進する旨を規定
- **地域材利用の効果的な促進に向けた道と市町村の連携強化等**
 - ・ 道と市町村は、地域材の利用促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握・公表するとともに、課題を分析し、地域材利用の効果的な促進を図る旨を規定
 - ・ 道は、公共建築物の木造化・木質化等に関する普及・PRのため、市町村の設計・施工担当者などとの情報交換等を図る旨を規定